

○筑西市男女共同参画推進条例

平成19年12月25日
条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画施策（第8条—第16条）

第3章 男女共同参画審議会（第17条—第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

我が国の憲法に、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが行われてきたが、今なお十分に実現されるに至っていない。

筑西市は、今後、少子高齢化による人口減少社会を迎える中にあっても、本市の資源や特性を活かし、市民が誇りと愛着を持って住み続けることができるよう「人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市」を目指していく。

そのため、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に活かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、市、市民、事業者等が連携・協力して、いきいきと活力ある21世紀の筑西市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画に関する施策に関し必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もっていきいきと活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会（次号において「社会参画の機会」という。）が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該社会参画の機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者の心と身体を傷つけ、又は不利益を与え、若しくは生活環境を害することをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等による身体的、心理的、経済的又は言語等による暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動又は職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画する機会が確保されること。

(4) 市における施策又は事業者若しくは民間団体における計画、方針の立案及び決定において、男女が共に参画する機会が確保されること。

(5) 男女共同参画と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念にのっとり、総合的な男女共同参画施策（以下「男女共同参画施策」という。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の男女共同参画施策の実施に当たっては、市民、事業者、関係機関等と密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画について理解を深め、その促進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスの事実を発見したときは、市その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、その事業活動において、自ら男女共同参画の推進を図るとともに、就労者に対し、職場と家庭の両立が図れるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策を明らかにするとともに、就労者に対し、その周知及び啓発に努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする権利侵害及び差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスをしてはならない。

第2章 男女共同参画施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を計画的かつ効果的に実施するための男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第17条に規定する筑西市男女共同参画審議会の意見を求めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第9条 市は、委員会、審議会等における委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

(教育の充実)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(広報及び啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に当たり、広く市民及び事業者の理解を促進するために必要な広報及び啓発活動に積極的に努めるものとする。

(情報収集等)

第12条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために必要な情報の収集に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について調査研究を行うものとする。

(市民等への支援)

第13条 市は、市民及び民間団体が行う男女共同参画に関する活動の推進に資するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画月間)

第14条 市は、茨城県が定める男女共同参画月間においては、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情相談の処理)

第16条 市民は、男女共同参画を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第17条 本市における男女共同参画を効果的に推進するため、筑西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 第8条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 第9条から第16条までに規定する男女共同参画施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認めること。

(組織等)

第19条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 一般公募による市民

(2) 事業主

(3) 関係機関の職員

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略